

# 伝染性疾患 登園登校の目安

第2種伝染病 飛沫感染する病気	登園登校許可のめやす
インフルエンザ	発症した後5日、かつ熱が解熱した後2日を経過するまで。 幼稚園児に関しては、発症した後5日、かつ解熱した後3日を経過するまで。 (解熱を確認した日をゼロとし翌日を1日目として数えます。)
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになってから。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日以上経過し、かつ全身状態が良好であること
麻疹(はしか)	熱がさがったあと、3日を経過してから。
風疹	発疹が消えてから。
咽頭結膜熱 (プール熱)	熱が下がり、咽頭痛、結膜炎がなくなった後、2日を経過してから。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌療法が終了するまで。
結核	伝染のおそれが無くなったら。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第3種伝染病 学校生活を通じて流行が広がる 可能性がある疾患	登園登校許可のめやす
腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	伝染のおそれが無くなったら。
流行性角結膜炎	伝染のおそれが無くなったら。
急性出血性結膜炎	伝染のおそれが無くなったら。

その他の伝染病 条件によっては出席停止が 必要と考えられる伝染病	登園登校許可のめやす
ヘルパンギーナ	熱が下がり、食事も充分にできて元気な時。
溶連菌感染症	熱が下がり、有効な抗生物質を1-2日間内服してから。 合併症(関節炎・貧血・脳症等)がなく元気な時。
手足口病	発疹が残っているためだけの理由で登園登校が禁止されることはありません。
伝染性紅斑 (りんご病)	発熱、食欲不振、頭痛、吐き気等がない時。 発疹が残っているためだけの理由で登園登校が禁止されることはありません。
マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態がよくなったら。
流行性嘔吐下痢症	嘔吐、下痢などの症状が治り全身状態がよくなったら。
ウイルス性肝炎	A型肝炎:肝機能が正常になったら B、C型肝炎は感染予防の目的で登園登校が禁止されることはありません。

通常は出席停止の 必要がないと考えら れる 伝染病	解説
アタマジラミ	治療は必要だが、他の疾患を媒介する心配などはないので通常は出席停止の必要はない。
伝染性軟属腫 (みずいぼ)	時間はかかるが自然になおる病気 プール等での配慮は必要だが通常は出席停止の必要はない。
伝染性膿痂疹 (とびひ)	集団の場では、病気の部分をガーゼなどで覆う。 プール、水遊びは治るまで控える必要があるが通常は出席停止の必要はない。